

施策の体系

基本方針 1 生産から消費に至る一貫した安全の確保

施策の方向 1 生産段階での安全確保

| 基本施策

- (1) 畜産物の安全確保対策
- (2) 農林産物の安全確保対策
- (3) 水産物の安全確保対策

施策の方向 2 製造から販売段階での安全確保

- (4) 食中毒対策

- (5) 不良食品の排除

- (6) 適正な表示の確保

- (7) 添加物の適正使用

- (8) 自主管理の推進

- (9) 調査研究

施策の方向 3 消費段階での安全確保

- (10) 消費者からの相談・申出対応

- (11) 健康危害情報の公表

- (12) 消費者への衛生教育

基本方針 2 安心の定着に向けた信頼の確立

施策の方向 4 情報の提供

- (13) 食の安全・安心情報の提供

- (14) 生産履歴情報等の充実

施策の方向 5 相互理解の促進

- (15) リスクコミュニケーションの促進

- (16) 地産地消の推進

安全の確保 + 信頼の確立 ⇒ 安心の定着

食の安心のためには、科学的な事実として食品の安全性が確保されていることに加え、食品の安全性が確保されていることを県民が信頼していることが必要です。